

LLI/DB 判例秘書

【判例番号】 L 0 7 2 1 0 0 3 5

損害賠償等，総会決議不存在確認請求事件

【事件番号】 最高裁判所第3小法廷決定／平成29年（オ）第410号、平成29年（受）第505号

【判決日付】 平成29年5月9日

【掲載誌】 L L I / D B 判例秘書登載

上記当事者間の東京高等裁判所平成28年（ネ）第3105号損害賠償等，総会決議不存在確認請求事件について，同裁判所が平成28年12月16日に言い渡した判決に対し，上告人兼申立人らから上告及び上告受理の申立てがあった。よって，当裁判所は，次のとおり決定する。

主 文

本件上告を棄却する。
本件を上告審として受理しない。
上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。

理 由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ，本件上告の理由は，理由の不備・食違いをいうが，その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって，明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば，本件は，民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

よって，裁判官全員一致の意見で，主文のとおり決定する。

平成29年5月9日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	木内道祥
裁判官	岡部喜代子
裁判官	山崎敏充

【別紙 審級】

L07120641 東京高等裁判所 平成28年（ネ）第3105号
損害賠償等，総会決議不存在確認請求控訴事件
平成28年12月16日

L07131231 東京地方裁判所 平成26年（ワ）第14350号、平成26年（ワ）第19945号
損害賠償等請求事件（第1事件）、総会決議不存在確認請求事件（第2事件）
平成28年5月25日
